

【論説】

日本におけるスポーツ法の現況と課題

菅原 哲朗

(日本スポーツ法学会会長・弁護士)

はじめに

社団法人韓国スポーツエンターテイメント法学会延基栄会長の提唱により、日本・韓国・中国のスポーツ学会が集う「アジアスポーツ法学会」が創設されることは、国際社会のスポーツ文化の発展に法律家として寄与するものといえる。これを契機として日本・韓国・中国など各国のスポーツ法学会が国境を越えてアジア地域のスポーツ法共同研究と国際交流を通じて友好と連帯を深め、将来の課題であるスポーツに関する国際紛争を解決する基盤を形作るためにも積極的な試みと高く評価されよう。⁽¹⁾

第1 概観

1 スポーツ界における2004年から2005年にまたがる2年をみると、国際的には21世紀最初のオリンピックたる2004年アテネ五輪が夏に開催され、ドーピング失格によるハンマー投げ日本代表室伏広治選手の銀から金メダルへの繰り上げが報道された。さらにシアトルマリナーズのイチロー選手・ニューヨークヤンキースの松井秀喜選手など日本人が活躍するアメリカメジャーリーグでのドーピング発覚などアンチ・ドーピング問題が大きな話題となった。

日本国内的には、日本スポーツ仲裁機構にアテネ五輪の代表選考に際して馬術競技の紛争とパラリンピック陸上競技選考の紛争が申し立てられ、

また日本プロ野球の球団合併に関してプロ野球選手会側から東京地方裁判所への仮処分申立とストライキさらには新球団の誕生と、テレビ・新聞などマスメディアを賑わした年だった。⁽²⁾

日本において「スポーツに関する法」という新分野を専門に研究する学者・実務家の学術団体が12年前に登場した。この間の歴史を振り返ってみると、過失によるスポーツ事故に対する損害賠償請求など民事・刑事の訴訟、そして裁判外紛争解決機関(ADR)たる日本スポーツ仲裁機構の誕生によるスポーツ仲裁紛争やプロ野球での仮処分申立など新しい法現象が生じていることを示している。

とりわけ、スポーツ競技選手と所属する競技団体とのトラブル・紛争は様々な形態がある。例えば、オリンピックなど国際大会、国民体育大会など国内大会の代表選手の選考を巡る処分・当該競技大会への参加資格・選手やコーチの登録停止や処分・強化選手指名除外処分・ドーピング検査の検体陽性に基づくメダル剥奪や出場停止処分に対する不服申立である。もちろん法律上の争訟であれば、裁判所に提訴することによって解決可能である。しかし、スポーツを巡る様々なトラブル・紛争は法的問題とさえず、国家の司法機関たる裁判所に提訴しても門前払いになる。⁽³⁾そこで、選手の権利を保護するためスポーツ界のルールの明確性・透明性を高め、公平・公正な社会的正義の実現を求めてスポーツ仲裁判断が判例としてさらに累積される必要がある。

2 日本が西欧的な法治国家を求め、近代化を目指した明治以来、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法等という典型的な法律が立法された。市民社会の中で長年に亘り使い慣れたこれら一般法に対して、残念ながら、我が国は未だ「スポーツ基本法」が立法されていない。そのため法学教育の中でもスポーツ法学が特別法領域として十分に確立されていない。スポーツ行政レベルで、スポーツ振興法において「第1条(目的)この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的

とする。」と定めて、国民が健康で文化的な生活をするために、国がスポーツ振興を図り積極的に公共的なスポーツ環境を整備することを求めているにすぎない。つまり、スポーツ法学が取り扱うべき、「スポーツ全般にわたり人間の保護されるべき普遍的な諸々の法律上の利益や権利(以下、簡明に「スポーツ権」と言う)」という市民社会における基本的人権は、日本では法体系の最上位に位置する憲法、下位に位置する法律・条例などの実定法上に具体的な法として定められていないのである。⁽⁴⁾

しかし、スポーツや体育分野における法学研究の重要性は、憲法・刑法・民法・教育基本法・社会教育法・スポーツ振興法などから導き出され、法社会的には日本社会に生ける法としてのスポーツ権の確立が進行していると言えよう。

第2 歴史

1 日本スポーツ法学会は、1993年12月創設された。爾来13年経過したが、法を通じてスポーツに知的関心をもつ研究者の立場から、スポーツ法学という新規法領域の開拓を促進して行く必要が多々あり、組織たる日本スポーツ法学会として取り組まなければならない課題は様々で山積している。

過去に発刊された「日本スポーツ法学会年報」を概観すると、日本スポーツ法学会は、「スポーツと安全、スポーツと環境、スポーツと国際などスポーツの歴史、文化、教育、健康、行政、政策等」その都度の日本の社会状況を反映し、広範囲にスポーツ法学研究を進めてきた。

例えば、いくつか項目ごとに分類すると、

(1)「スポーツと安全」に関しては、年報1号(1994)に「スポーツ事故判例にみる当事者関係—スポーツの本質的危険性をめぐって—」⁽⁵⁾「社会体育事故とスポーツ指導者の責任—社会体育事故判例にあらわれた社会体育指導者の注意義務—」⁽⁶⁾の研究発表がなされ、日本スポーツ法学会発足の当初から身体運動であるスポーツに内在する本質的危険性から

